ACSES ニュースレター_２０７９号（2021 年４月 14 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（15 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
◇「電源タップにも寿命があります」火災の原因にも…替え時を判断する“6 つのポイント”を聞いた〈Web 報道〉
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・トリチウムなど含む処理水 薄めて海洋放出の方針決定 政府〈放送報道〉／続く地下水流入、「汚染水ゼロ」難しく　放出完了に最長40年〈新聞報道〉／「努力無駄に」憤る福島の漁業者「決定は最悪のタイミング」〈Web報道〉／米通信社「放射能水を投棄」英紙「漁業者に打撃」海外で否定的報道〈新聞報道〉／処理水、中韓や台湾が非難や懸念　米は海洋放出に一定理解〈Web報道〉
[原子力施設全般]
・原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に基づく廃炉等積立金の取戻しに関する計画を承認しました〈経済産業省〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇大学等関係
◇マスコミ報道　見出し
[3] カルタヘナ法
◇遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令別表第一号の規定に基づき経済産業大臣が定めるＧＩＬＳＰ遺伝子組換え微生物の一部を改正する件（経済産業省告示第 93 号）〈官報〉
[4] 医薬品
◇動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令（農林水産省令第 28 号）〈官報〉
[5] 肥料
◇肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産省告示第 590、591 号）〈官報〉
◇生産業者、輸入業者及び登録外国生産業者の住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があった件（農林水産省告示第 592 号）〈官報〉
◇肥料の登録が失効した件（農林水産省告示第 593 号）〈官報〉
[6] 環境安全関係
◇エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第二条第三項各号のエネルギー環境適合製品を定める件の一部を改正する件（農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第 3 号）〈官報〉
[7] 調査、公募、意見募集等
　[公募、意見募集等]　３件　　[公募結果、意見募集結果]　１件
[8] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
　[開催案内]　３件　　[開催記録、報告、資料等]　３件
[付録]
◇トリチウムなど含む処理水 薄めて海洋放出の方針決定 政府〈放送報道〉
◇「電源タップにも寿命があります」火災の原因にも…替え時を判断する“6 つのポイント”を聞いた〈Web 報道〉

姫蔓蕎麦（ヒメツルソバ）

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

□***大災害、原発事故対策***

◇事故・事件対策、措置、訴訟等

・**「電源タップにも寿命があります」火災の原因にも…替え時を判断する“6つのポイント”を聞いた**

＜FNN プライムオンライン　2021 年 4 月 12 日＞　https://www.fnn.jp/articles/-/167233

「電源タップにも寿命があります」

特に意識せず使っているであろう「電源タップ」。実は、寿命があるということをご存じだろうか?

---→ *末尾［付録］*

[福島原発事故]

・**トリチウムなど含む処理水 薄めて海洋放出の方針決定 政府**

＜NHK　2021 年 4 月 13 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210413/k10012971161000.html

東京電力福島第一原子力発電所で増え続けるトリチウムなど放射性物質を含む処理水の処分方法について、政府は、国の基準を下回る濃度に薄めたうえで海へ放出する方針を決めました。　---→ *末尾［付録］*

・**続く地下水流入、「汚染水ゼロ」難しく　放出完了に最長 40 年**

＜毎日新聞　2021 年 4 月 13 日＞　https://mainichi.jp/articles/20210413/k00/00m/040/004000c

東京電力福島第 1 原発の汚染処理水の処分について、政府は 13 日、関係閣僚会議を開き、放射性物質の濃度を国の放出基準より下げた後、海に流す方針を決めた。政府・東電は汚染水の発生を防ぐ対策をしているが、完全には抑えられていない。ゼロにできないと、汚染水を処理した後の水の海洋放出は続くことになる。

1～3 号機の建屋の地下では連日、西側から大量に流れてくる地下水が壁のひびから入り込んでいる。さらに、雨水も雨漏りにより建屋内に浸入。溶け落ちた核燃料（燃料デブリ）を冷やした水と混じり、64 種類の放射性物質が含まれる高濃度の汚染水になる。

地下水の建屋内への流入を防ごうと、東電は 2014 年から、建屋周辺の井戸などから地下水をくみ上げ海に流している。16 年には地中を凍らせて、建屋周辺を囲うように「凍土壁」を設けた。約 345 億円がかかったが、流入は防ぎ切れていない。汚染水の発生量は当初より減ったが、今も 1 日当たり 140 立方メートルほど発生。ゼロにする見通しは立っていない。凍土壁の維持費は毎年、10 億円前後だ。

汚染水が日々生じるのに伴い、…

・「努力無駄に」憤る福島の漁業者「決定は最悪のタイミング」

＜共同通信　2021 年 4 月 13 日＞　https://this.kiji.is/754513944496422912?c=39546741839462401

・米通信社「放射能水を投棄」英紙「漁業者に打撃」海外で否定的報道

＜毎日新聞　2021 年 4 月 13 日＞　https://mainichi.jp/articles/20210413/k00/00m/030/058000c

東京電力福島第 1 原発の汚染処理水を、放射性物質の濃度を国の放出基準より下げて海に流すとの日本政府の 13 日の決定は、英語圏の報道機関も相次いで速報し、関心の高さを示した。報道内容では、放出される水の量を

強調したり、地元の反対や周辺国の懸念に触れたりするなど、否定的な受け止めを強調する内容が目立っている。
　経済通信社のブルームバーグは「日本が処理済みの放射能水を海洋に投棄」と否定的なトーンの見出しで記事を配信。実施は2年先になることや、処理によって放射性物質の大部分は取り除かれることに触れるとともに、政府の決定に先立って、隣国の中国や韓国が懸念を表明していたことも伝えた。
・米評価も中韓「一方的」と非難　処理水海洋放出に海外反応割れる
＜毎日新聞　2021年4月13日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/2f1ffb18f20c6b8f706fc9f106aff848fc631fc5
・処理水、中韓や台湾が非難や懸念　米は海洋放出に一定理解
＜共同通信　2021年4月13日＞　https://this.kiji.is/754519732523646976?c=39546741839462401

[原子力施設全般]
・原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に基づく廃炉等積立金の取戻しに関する計画を承認しました
＜経済産業省　2021年4月12日＞
https://www.meti.go.jp/press/2021/04/20210412002/20210412002.html?from=mj

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表
・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港検疫）
＜厚生労働省　2021年4月12日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=J98hEmaxHM83NJG1Y
・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和3年4月12日版）
＜厚生労働省　2021年4月12日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=4xvl1qJ12Avz8FJxY

◇全国のクラスター 職場で発生 全体の3割 飲食店の発生も
＜NHK　2021年4月14日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210414/k10012973251000.html
新型コロナウイルス対策をめぐり、政府は、4月、全国で確認されたクラスターを分析した結果、職場での発生が全体の3割近くを占めたほか、飲食店での発生も多かったとして、引き続き、感染対策の徹底を呼びかけています。
政府は、4月1日から11日までに全国で確認された220件余りのクラスターの事例を分析し、結果をまとめました。
それによりますと、職場でのクラスターが59件と、全体の3割近くを占めて最も多く、感染者数は合わせて471人でした。
次いで、飲食店が41件で270人、高齢者福祉施設が29件で287人、学校や教育施設などが25件で192人などとなりました。
このうち、職場では、工場や事業所、社員寮などでの発生が確認され関西地方では、15人の社員寮で11人に感染が広がった事例もあったということです。
このほか、大学や高校の運動部や、カルチャースクールでの発生も報告されたということで、政府は、変異ウイルスの影響で、より感染が広がるおそれもあるとして、引き続き、感染対策を徹底するよう呼びかけています。

◇マスコミ報道　見出し
・新型コロナ「終息に程遠い」、混乱招く対策が感染の引き金　WHO
＜ロイター　2021年4月13日＞
https://jp.reuters.com/article/health-coronavirus-who-pandemic-idJPKBN2BZ29M
・感染者数、7週連続で増加　WHO「危機的な時期」
＜共同通信　2021年4月13日＞　https://www.47news.jp/6104965.html
・東京五輪は「最悪のタイミング、一大感染イベント」　NYタイムズ

＜毎日新聞　2021 年 4 月 13 日＞　https://mainichi.jp/articles/20210413/k00/00m/050/054000c
・アメリカでは 3600 人以上の医療従事者がパンデミック 1 年目に死亡していた ― 最新調査
＜Business Insider Japan　2021 年 4 月 13 日＞　https://www.businessinsider.jp/post-232758
・東大で 2 年ぶり入学式　総長は陽性で療養、副学長が祝辞
＜朝日新聞　2021 年 4 月 12 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP4D3SJGP4DUTIL004.html
・アマチュア相撲の強豪 日大相撲部で部員 29 人が新型コロナ感染
＜NHK　2021 年 4 月 13 日＞
https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210413/k10012972701000.html?utm_int=detail_contents_news-related_009

[対策・予防]

◇<u>省庁発表</u>

・新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)：Health Center Real-time
＜厚生労働省　2021 年 4 月 12 日＞
information-sharing System on COVID-19 https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=A_sFNkKVOOsTELORY
・自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）2021 年を更新しました
＜厚生労働省　2021 年 4 月 12 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=xz_B8oZR_C_X1E9VY
・「新型コロナウイルスに関する Q&A（一般の方向け）」を更新しました
＜厚生労働省　2021 年 4 月 12 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Y5tkAK19DQ2GIMDxY

◇<u>ワクチン、検査薬、治療薬等</u>

・新型コロナワクチンの接種実績
＜厚生労働省　2021 年 4 月 12 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=g3uE4E2d7e1mwCERY
・新型コロナワクチンに係る自治体向け通知・事務連絡等
＜厚生労働省　2021 年 4 月 12 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=4xvl1qJ12Avz8FBxY

・インド「レムデシビル」輸出禁止　コロナ国内感染急増で
＜日経新聞　2021 年 4 月 12 日＞　https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGM112XH0R10C21A4000000/
・日本のコロナワクチン接種率「世界 60 位」 衝撃のデータを独自入手
＜AERAdot.　2021 年 4 月 13 日＞
https://dot.asahi.com/dot/photoarticle/2021041200056.html?page=2
・ワクチン２回接種の女性が感染、国内初か…厚労省「接種後も感染対策を」
＜読売新聞　2021 年 4 月 12 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20210412-OYT1T50018/
・米当局、Ｊ＆Ｊワクチンの接種中断を勧告…６８０万回接種で６人に血栓確認し１人死亡か
＜読売新聞　2021 年 4 月 13 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/a0efb339766f0a0782eda57d39c501a7430d7ac5

◇<u>大学等関係</u>

・<u>大阪・豊中市立小の教職員 16 人がコロナ感染し休校　児童に体調不良無し</u>
＜毎日新聞　2021 年 4 月 13 日＞　https://mainichi.jp/articles/20210413/k00/00m/040/088000c

大阪府豊中市教委は 13 日、市立新田小の教職員 60 人のうち、16 人が新型コロナウイルスに感染したと発表した。全児童 875 人には今のところ体調不良などは出ていないという。同小は 12 日から 12 日間休校とした。

市教委によると、9 日に教職員 1 人が体調不良を訴え、検査の結果陽性と判明した。翌日、体調不良を訴えた 3 人も陽性に。11 日、残りの教職員を検査した結果、さらに 12 人の感染が確認された。16 人のうち 2 人は入院している。

同小の職員室は、教職員の机の前には仕切りを作っていたが、隣の席との間にはなかったという。

同小は7日に入学式、8日に始業式があり、9日は午前中のみ授業だった。

◇マスコミ報道　見出し

・飛沫感染対策に室内環境シミュレーション活用　「富岳」プロジェクトに貢献する鹿島のノウハウ　室内のリスク低減

＜産経ニュース　2021年3月22日＞　https://www.sankei.com/economy/news/210322/ecn2103220001-n1.html

****

[3] *カルタヘナ法*

◇遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令別表第一号の規定に基づき経済産業大臣が定めるＧＩＬＳＰ遺伝子組換え微生物の一部を改正する件（経済産業省告示第93号）

［官報］　令和3年4月12日　号外　第84号　5～45頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210412/20210412g00084/20210412g000840005f.html

○経済産業省告示第93号

遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令（平成十六年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省令第一号）別表第一号の規定に基づき、遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令別第一号の規定に基づき経済産業大臣が定めるＧＩＬＳＰ遺伝子組換え微生物

（平成十六年経済産業省告示第十三号）の一部を次のように改正し、令和三年四月十二日から施行する。

令和3年4月12日　　経済産業大臣　　梶山　弘志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>別表第一　宿主及びベクター
<table>
<tr><th>宿主</th><th>ベクター（←は当該ベクターの由来を指す）</th></tr>
<tr><td>［削る］

Aspergillus niger 1208-160</td><td>pUC19</td></tr>
<tr><td colspan="2">―以下　省略―</td></tr>
</table></td><td>別表第一　宿主及びベクター
<table>
<tr><th>宿主</th><th>ベクター（←は当該ベクターの由来を指す）</th></tr>
<tr><td><u>アスペルギルス・ニガー 1208-160</u>
Aspergillus niger 1208-160</td><td>pUC19</td></tr>
<tr><td colspan="2">―以下　省略―</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

****

[4] *医薬品等*

◇動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令（農林水産省令第28号）

［官報］　令和3年4月12日　号外　第84号　1～3頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210412/20210412g00084/20210412g000840001f.html

○農林水産省令第28号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条の四第一項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和3年4月12日　　農林水産大臣　　野上浩太郎

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成二十五年農林水産省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>別表第１（第２条、第４条及び第５条関係）
<table>
<tr><th>動物用医薬品</th><th>動物用医薬品使用対象動物</th><th>用法及び用量</th><th>使用禁止期間</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>フェバンテルを有効成分とする飼料添加剤</td><td>すずき目魚類
ふぐ目魚類</td><td>１日量として体重１kg当たり10mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。
（略）</td><td>食用に供するために水揚げする前13日間
（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>フルメトリンを有効成分とする外皮塗布剤</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>フルララネルを有効成分とする飲水添加剤</td><td>鶏</td><td>１日量として体重１kg当たり 0.5mg以下の量を飲水に混じて経口投与すること。</td><td>食用に供するためにと殺する前14日間</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
注１～20　（略）
別表第２（第２条、第４条及び第５条関係）
<table>
<tr><th>動物用医薬品</th><th>動物用医薬品使用対象動物</th><th>用法及び用量</th><th>使用禁止期間</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>リン酸タイロシン及びスルファジミジンを有効成分と</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table></td><td>別表第１（第２条、第４条及び第５条関係）
<table>
<tr><th>動物用医薬品</th><th>動物用医薬品使用対象動物</th><th>用法及び用量</th><th>使用禁止期間</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>フェバンテルを有効成分とする飼料添加剤</td><td>（新設）
ふぐ目魚類</td><td>（新設）</td><td>（新設）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>フルメトリンを有効成分とする外皮塗布剤</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（新設）</td><td>（新設）</td><td>（新設）</td><td>（新設）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
注１～20　（略）
別表第２（第２条、第４条及び第５条関係）
<table>
<tr><th>動物用医薬品</th><th>動物用医薬品使用対象動物</th><th>用法及び用量</th><th>使用禁止期間</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>リン酸タイロシン及びスルファジミジンを有効成分と</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

する配合剤たる飼料添加剤				する配合剤たる飼料添加剤			
鉄及びトルトラズリルを有効成分とする配合剤たる注射剤	豚（生後３日を超えるものを除く。）	１日量として体重１kg当たり鉄100 mg以下及びトルトラズリル20 mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前56日間	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
注１～９　（略）				注１～９　（略）			

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

****

[5] ***肥料***

◇肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産省告示第590、591号）

［官報］　令和３年４月13日　本紙　第472号　2～5頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210413/20210413h00472/20210413h004720002f.html

肥料の登録の有効期間を更新142件が公示された。

◇生産業者、輸入業者及び登録外国生産業者の住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があった件（農林水産省告示第592号）

［官報］　令和３年４月13日　本紙　第472号　5～6頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210413/20210413h00472/20210413h004720005f.html

肥料の生産業者、輸入業者及び登録外国生産業者の住所並びに肥料の名称の変更７件が公示された。

◇肥料の登録が失効した件（農林水産省告示第593号）

［官報］　令和３年４月13日　本紙　第472号　6頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210413/20210413h00472/20210413h004720006f.html

肥料の登録失効２件が公示された。

****

[6] ***環境安全関係***

◇エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第二条第三項各号のエネルギー環境適合製品を定める件の一部を改正する件（農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第３号）

［官報］　令和３年４月12日　本紙　第471号　4～5頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210412/20210412h00471/20210412h004710004f.html

○農林水産省・経済産業省・　国土交通省　告示第３号

エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）第二条第三項の規定に基づき、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第二条第三項各号のエネルギー環境適合製品を定める件（平成二十二年農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第一号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和３年４月12日

農林水産大臣　　野上浩太郎
経済産業大臣　　梶山　弘志
国土交通大臣　　赤羽　一嘉

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
１　エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（以下「法」という。）第２条第３項第１号に掲げるエネルギー環境適合製品は、次の機器、装置又は設備とする。 一～十　［略］ 十一　水電解水素発生装置（非化石エネルギー源を利用するものに限る。）	１　エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（以下「法」という。）第２条第３項第１号に掲げるエネルギー環境適合製品は、次の機器、装置又は設備とする。 一～十　［略］ ［新設］
２　法第２条第３項第２号に掲げるエネルギー環境適合製品は、次の機械類とする。 一～三十四　［略］ 三十五　高効率ターボ冷凍機（空気調和用の冷水を供給する冷凍機のうち、遠心式圧縮機を用いるものであって、定格冷房能力を定格冷房消費電力で除して得た数値が5.0以上のもの又は冷媒をハイドロフルオロオレフィンを含む混合冷媒、二酸化炭素、アンモニア、空気若しくは水とするものに限る。）	２　法第２条第３項第２号に掲げるエネルギー環境適合製品は、次の機械類とする。 一～三十四　［略］ 三十五　高効率ターボ冷凍機（空気調和用の冷水を供給する冷凍機のうち、遠心式圧縮機を用いるものであって、定格冷房能力を定格冷房消費電力で除して得た数値が5.0以上のものに限る。）
三十六～四十一　［略］ 四十二　冷媒用コンデンシングユニット（インバータ方式により電動圧縮機の制御を行うもの又は冷媒をハイドロフルオロオレフィンを含む混合冷媒、二酸化炭素、アンモニア、空気若しくは水とするものに限る。）	三十六～四十一　［略］ 四十二　冷媒用コンデンシングユニット（インバータ方式により電動圧縮機の制御を行うものに限る。）
四十三　高効率業務用冷凍冷蔵庫（業務の用に供する冷蔵庫、冷凍庫又は冷凍冷蔵庫のうち、インバータ方式により電動圧縮機の制御を行うもの又は冷媒をバイトロフルオロオレフィンを含む混合冷媒、二酸化炭素、アンモニア、空気若しくは水とするものに限る。）	四十三　高効率業務用冷凍冷蔵庫（業務の用に供する冷蔵庫、冷凍庫又は冷凍冷蔵庫のうち、インバータ方式により電動圧縮機の制御を行うものに限る。）
四十四　高効率ショーケース（ショーケースのうち、インバータ方式により電動圧縮機の制御を行うもの、直管形40形高周波点灯専用形蛍光ランプ（日本工業規格C7617―２に規定する方法により測定した蛍光ランプ単体の全光来値に安定器出力係数及び温度補正係数を乗じて得た全光来をルーメンで表した数値を、日本工業規格C8105―３で規定する方法により測定した消費電力をワットで表した数値で除して得られる数値が86.9以上のものに	四十四　高効率ショーケース（ショーケースのうち、インバータ方式により電動圧縮機の制御を行うもの、直管形40形高周波点灯専用形蛍光ランプ（日本工業規格C7617―２に規定する方法により測定した蛍光ランプ単体の全光来値に安定器出力係数及び温度補正係数を乗じて得た全光来をルーメンで表した数値を、日本工業規格C8105―３で規定する方法により測定した消費電力をワットで表した数値で除して得られる数値が86.9以上のものに

限る。)、発光ダイオード照明装置若しくは光束を調整する機能を有する照明器具を有するもの又は冷媒をハイドロフルオロオレフィンを含む混合冷媒、二酸化炭素、アンモニア、空気若しくは水とするものに限る。) 四十五～五十八　［略］ ３　法第２条第３項第３号に掲げるエネルギー環境適合製品は、次の機械類とする。 一～六　［略］ 七　センサ、制御系及び駆動系を有して自律的に作動する機械類であって、工場又は事業場におけるエネルギーの消費に係る環境への負荷の程度の低減に資すると認められるもの（１の各号、２の各号、３の第１号から第６号まで、４の各号及び５の各号に掲げるものを除く。）	限る。)、発光ダイオード照明装置若しくは光束を調整する機能を有する照明器具を有するものに限る。) 四十五～五十八　［略］ ３　法第２条第３項第３号に掲げるエネルギー環境適合製品は、次の機械類とする。 一～六　［略］ ［新設］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

****

[7] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇令和３年度コ・イノベーションによる脱炭素技術創出・普及事業の公募について

＜環境省　2021 年 4 月 12 日＞　https://www.env.go.jp/press/109490.html

---

◇令和３年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（社会変革と物流脱炭素化を同時実現する先進技術導入促進事業）の公募について

＜環境省　2021 年 4 月 12 日＞　https://www.env.go.jp/press/109483.html

---

◇令和３年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（脱フロン・低炭素社会の早期実現のための省エネ型自然冷媒機器導入加速化事業）の公募等について

＜環境省　2021 年 4 月 12 日＞　https://www.env.go.jp/press/109479.html

---

[公募結果、意見募集結果]

◇令和３年度 地方公共団体及び事業者等による食品ロス削減･食品リサイクル推進モデル事業等の採択結果について

＜環境省　2021 年 4 月 9 日＞　http://www.env.go.jp/press/109469.html

****

[8] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・中央環境審議会循環型社会部会家電リサイクル制度評価検討小委員会産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルWG　第 38 回合同会合の開催について

　　４月 19 日、Web 会議

＜環境省　2021 年 4 月 12 日＞　https://www.env.go.jp/press/109487.html

＜経済産業省　2021 年 4 月 12 日＞

https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/39006

（１）家電リサイクル法に基づくリサイクルの実施状況等について（報告事項）

（２）審議の進め方について

（３）その他

・第４期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方に関する検討会（第７回）の開催について
　　４月 16 日
＜文部科学省　2021 年４月 12 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af1Tacxa1kz7xgbF
1.これまでの議論の整理について
2.自由討議
3.その他
・研究計画・評価分科会（第 76 回）の開催について　　４月 21 日、４月 21 日
＜文部科学省　2021 年４月 12 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af1Tacxa1kz7xgbG
1. 分科会長の選任及び分科会長代理の指名について（非公開）
2. 研究計画・評価分科会の議事運営等について（非公開）
3. 第 11 期研究計画・評価分科会における研究開発課題の評価について
4. 研究開発プログラム評価について
5. 科学審総会での議論について
6. 研究開発課題の評価について
7. その他

[開催記録、報告、資料等]
・第 19 回過労死等防止対策推進協議会　議事録　　３月２４日
＜厚生労働省　2021 年４月 12 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18018.html
　　（１）過労死等の防止のための対策に関する大綱（素案）について
・第１回患者調査における「平均診療間隔」及び「総患者数」の算出方法等の見直しに関するワーキンググループ　議事録　　２月８日、オンライン会議
＜厚生労働省　2021 年４月 12 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=s0u1hvIliFujoD0hY
　　「平均診療間隔」及び「総患者数」の算出方法について
・第５回新型コロナワクチン自治体説明会資料　　４月 12 日
＜厚生労働省　2021 年４月 12 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=M8s1BnKlCNsjIIGhY
２．議題
（１）新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保について⑤
（２）V-SYS について⑤
３．質疑応答
【資料１】新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保について⑤
【資料２】V-SYSについて⑤
****

[付録]
◇トリチウムなど含む処理水 薄めて海洋放出の方針決定 政府　　*上記［1］関係*
＜NHK　2021 年４月 13 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210413/k10012971161000.html
東京電力福島第一原子力発電所で増え続けるトリチウムなど放射性物質を含む処理水の処分方法について、政府は、国の基準を下回る濃度に薄めたうえで海へ放出する方針を決めました。
放出前後のトリチウムの濃度を調べるモニタリングの強化や風評被害の対策を徹底し、それでも生じる被害には東京電力が賠償を行うよう求めています。
政府は 13 日午前８時前から総理大臣官邸で関係閣僚会議を開き、東電・福島第一原発で増え続けるトリチウムなど放射性物質を含む処理水の処分方法について議論しました。
会議では、国の小委員会がまとめた基準以下の濃度に薄めて海か大気中に放出する方法が現実的で海のほうがより確実に実施可能とする報告書などを踏まえて海へ放出する方針を決めました。
具体的には、東京電力に対し、２年後をめどに海への放出を開始できるよう設備の設置などの具体的な準備を進めることを求めています。

放出にあたっては、トリチウムの濃度を国の基準の 40 分の 1、WHO＝世界保健機関が示す飲料水の基準で、7 分の 1 程度に薄めるとしています。
また、農林水産業者や地元の自治体の関係者なども加わって放出前後の濃度などを監視するモニタリングを強化するとしていて、IAEA＝国際原子力機関の協力も得て国内外に透明性の高い、客観的な情報を発信し風評を抑えることにしています。
さらに、漁業関係者への支援や観光客の誘致、地元産品の販売促進などの対策も講じるとしています。
それでも生じる風評被害には東京電力が賠償を行うよう求めています。
このほか、関係閣僚による新たな会議を設けて必要に応じて追加の対策を機動的に実施します。
しかし海への放出には、漁業関係者が反対するなど地元などの懸念は根強いことから政府や東電は、安全性を確保し、風評を抑える対策の徹底が問われることになります。

首相「風評対策徹底を前提に海洋放出が現実的と判断」

菅総理大臣は会議の中で「アルプス処理水の処分は福島第一原発を廃炉するにあたって避けては通れない課題だ。このため本日、基準をはるかに上回る安全性を確保し、政府を挙げて風評対策を徹底することを前提に、海洋放出が現実的と判断し、基本方針を取りまとめた。これまで有識者に 6 年以上にわたり検討いただき、昨年 2 月に海洋放出がより現実的との報告がなされた。IAEA からの科学的根拠に基づくもの、こうした評価がなされている。また、海洋放出は、設備工事や規制への対応を行い、2 年程度のちに開始をする。トリチウムの濃度を国内の規制基準の 40 分の 1、WHO の定める飲料水の基準の 7 分の 1 まで低下させる。さらに、IAEA など第三者の目もいれて高い透明性で監視をする。さらに福島をはじめ被災地の皆様や漁業者の方々が風評被害の懸念をもたれていることを真摯（しんし）に受け止め、政府全体が一丸となって、懸念を払拭（ふっしょく）し、説明を尽くす。そのために徹底した情報発信を行い、広報活動を丁寧に行う。早速週内にも本日決定した基本方針を確実に実行するための新たな閣僚会議を設置する。政府が前面にたって処理水の安全性を確実に確保するとともに、風評払拭に向けてあらゆる対策を行っていく。国民の皆さんには心からのご理解をお願い申し上げる」と述べました。

梶山経済産業相「極めて重い責任 時期は適切」

梶山経済産業大臣は、13 日の閣議の後の記者会見で、「福島をはじめ被災地の皆様が風評への懸念を持たれている中での今回の決定は、政府として極めて重い責任を伴う決断だ。これまで懸命に復興に取り組まれてきた皆様の努力をむだにせずに、復興の歩みをさらに前に進めるという強い決意をもって、私自身が先頭に立つ覚悟で対応したい」と述べました。
また、判断に至った経緯について、梶山大臣は、「安全性の確実な担保と万全のモニタリング体制の整備、漁業者などの懸念の把握と徹底した風評対策を確保できていると判断し、最終的な決定に至った。決定のタイミングは適切だった」と述べました。
一方、漁業者などから反対の声が根強いことについて、梶山大臣は、「実際の放出が始まるまでには設備の工事や規制の対応に 2 年程度の時間が必要になることから、放出までの時間を最大限活用して、懸念を払拭（ふっしょく）し、理解を深めていただけるよう努力していく」と述べ、風評を抑えるための対策に全力を挙げる考えを示しました。

東京電力 小早川社長「最大限風評を抑制」

東京電力の小早川智明社長は会議のあと、記者団に対し「大変重く受け止めている。政府の方針に従って適切に取り組んでいくとともに最大限、風評を抑制するべく我々の立場でできることはやっていく。長きにわたる廃炉の中で今回の件を含めて復興と廃炉の両立にしっかりと取り組んでいく」と述べました。
また、風評への対応については「まずは風評の影響を発生させないように最大限努力することはもちろんだが、それでもなお損害が発生するようであれば、適切に賠償したい」と述べました。
一方、海洋放出に反対する声も根強くあることについて、小早川社長は「しっかりと丁寧な説明を尽くすとともに、風評対策にしっかり取り組み、取り組みを通じて理解が得られるように、最大限努力したい」と述べました。

全漁連 岸会長「強く抗議 反対の立場変わらず」

全漁連＝全国漁業協同組合連合会の岸宏会長は抗議の声明を発表しました。
この中で、岸会長は先週、菅総理と会談したことに触れ「海洋放出には、断固反対であることを改めて申し入れ慎重な判断を強く求めたところだ。それにもかかわらず、本方針が決定されたことは極めて遺憾であり、到底容

認できるものではない。強く抗議する」としたうえで、「今後とも、海洋放出反対の立場はいささかも変わるものではない」としています。
そして、なぜ海洋放出の方針を決めたのかを漁業者や国民に責任を持って説明すること、また風評被害にどう対処するのか、安全性をどう国内外に説明し担保するのか、さらに福島県をはじめ全国の漁業者が安心して漁業が継続できるための方策を明確に示すことなどを改めて求めています。

「海洋放出決定」に至るまでの経緯は

福島第一原発の原子炉建屋では1号機から3号機の溶け落ちた核燃料を冷やすための注水が続いていることに加え、建屋への雨水や地下水の流入が続き、1日140トンのペースで放射性物質を含む汚染水が発生しています。
この汚染水は専用の浄化設備に送られ吸着剤で大半の放射性物質が取り除かれますが、「トリチウム」（三重水素）という放射性物質は性質上取り除くことが難しく、処理しても水の中に残ってしまいます。
福島第一原発の構内には、この処理したあとの水をためる大型のタンクが1000基余り設置されていて、およそ137万トンの容量のうちすでに9割に水が入っています。
敷地内には空きスペースもありますが、国や東京電力は今後溶け落ちた核燃料や使用済み燃料の一時保管施設などを建設する必要があるためタンクを増やし続けることはできないとしています。
今の計画では来年秋以降にはタンクが満杯になる見通しを東京電力は示しています。
国はこのトリチウムなどを含む処理水をどのように処分するかについて有識者による委員会などを設け2013年から6年余りの時間をかけて検討を行ってきました。
まず、専門家チームによる処分方法の技術的な検討がおよそ2年半にわたって行われ、報告書では次の5案が示されました。
▽基準以下に薄めて海に放出する案、
▽加熱して蒸発させ大気中に放出する案、
▽電気分解で水素にし大気中に放出する案、
▽地中深くの地層に注入する案、
▽そしてセメントなどにまぜて板状にし地中に埋める案です。
このとき、トリチウムを分離して取り除く技術についても検討されましたが、すぐに実用化できる段階の技術ではないとの結論になりその後の検討には加えられていません。
これに続いて、社会学者や風評の専門家などを交えた経済産業省の小委員会が総合的な検討を3年余りかけて行いました。
5案のほかにもタンクなどでの保管継続を加えたおおむね6つの方法について議論を交わしました。
そして、小委員会は去年2月、基準以下に薄めるなどして海に放出する方法と蒸発させて大気中に放出する方法が前例もあって現実的だとしたうえで、海のほうが確実に実施できるとする報告書をまとめました。
この報告書を受けて、政府は、去年4月から7回にわたって地元自治体や農林水産業者、それに全国の関係団体などから意見を聞く会を開くとともに、書面による意見募集を4か月にわたって実施しました。
このなかでは、漁業関係者や地元住民などから風評被害を懸念して海への放出に反対や慎重な意見が出されたほか、具体的な風評被害対策を示すよう求める声や国民の理解が進んでいないなどの指摘が出されました。
また、選択肢については、海外で実績があるモルタルなどで固める案や船で離島などに移送する案、原発の敷地外に運んで保管や処分をする案などについて、検討を求める意見も出されていました。
一方で、福島第一原発が立地する大熊町や双葉町からはタンクでトリチウムなどを含む処理水を保管し続けることが復興の妨げになっているとして政府に対し、対応策を早急に決定するよう要望が出されていました。
経済産業省は去年秋、福島県の自治体に対して海洋への放出を前提とした風評被害対策などを示しましたが、全国漁業協同組合連合会などの強い反発もあり、その後も検討が続けられていました。
政府は、こうした関係者の意見を踏まえて風評対策や丁寧な情報発信などについて検討を進めたうえで、適切なタイミングで処分の方針を決める考えを示していました。

トリチウムとは

トリチウムは、日本語では「三重水素」と呼ばれる放射性物質で水素の仲間です。
宇宙から飛んでくる宇宙線などによって自然界でも生成されるため、大気中の水蒸気や雨水、海水、それに水道

水にも含まれ、私たちの体内にも微量のトリチウムが存在しています。
トリチウムは、通常の原子力施設でも発生し、各国の基準に基づいて、薄めて海や大気などに放出されています。
水素の仲間で、水の一部として存在するため、水から分離して取り除くのが難しいのが特徴で、福島第一原発の汚染水から多くの放射性物質を除去する装置を使っても取り除くことができません。
国内の原発では、1リットル当たり6万ベクレルという基準以下であることを確認したうえで海に放出していて、海外でも各国で基準を定めて放出しています。
トリチウムが出す放射線はエネルギーが弱く、空気中ではおよそ5ミリしか進みません。
このため、人体への影響は外部からのものよりも、体内に取り込んだときのリスクを考慮すべきとされています。
国の小委員会は、体内で一部のトリチウムがタンパク質などの有機物と結合し、濃縮するのではないかといった指摘があることについては、体はDNAを修復する機能を備えていて、動物実験や疫学研究からはトリチウムが他の放射性物質に比べて健康影響が大きいという事実は認められなかったと結論づけています。
また、マウスの発がん実験でも自然界の発生頻度と同程度で、原子力発電所周辺でもトリチウムが原因と見られる影響の例は見つかっていないとしています。
放射性物質の性質に詳しく国の小委員会の委員をつとめた茨城大学の田内広教授は人体への影響を考える際、濃度の大小がポイントだと指摘します。
そのうえで田内教授は、「トリチウムが体内に取り込まれてDNAを傷つけるというメカニズムは確かにあるが、DNAには修復する機能があり、紫外線やストレスなどでも壊れては修復しているのが日常。実験で、細胞への影響を見ているが、基準以下の低濃度では細胞への影響はこれまで確認されていない」と話していて、低い濃度を適切に管理できていればリスクは低いとしています。

政府の決定について専門家は…

福島第一原発の汚染水を処理したあとの水の処分めぐって、技術的な検討を行ったトリチウム水タスクフォースと風評影響なども含めて総合的な検討を行った国の小委員会、いずれの会合でも委員長を務めた名古屋学芸大学の山本一良副学長は、今回の政府の決定について、「トリチウムは大量にあれば体への影響もあるが、非常に薄ければ影響がないことは生物学的にもいろいろなところでわかっていて、われわれの議論で海洋放出がいちばん確実と申し上げているので、方針決定の参考にしていただいたと考えている。大変難しい問題だが処理水の扱いは、福島の復興にとって先送りできない問題なので、この決定によって廃炉の進展がますます加速されることになればいいと思う」と述べました。
そのうえで、実際の放出にあたっては、「非常に薄くすることで、安全を担保するので、まずはタンクごとの濃度や、希釈後の濃度のチェックなど技術と科学で保障できる精いっぱいの所までやり、加えて、地元や国際機関の助けを借りてチェックしてもらうことで、実施本体の信頼の低下を補っていくようなシステムを作らないと行けないと思う」と述べ、東京電力の信頼回復の努力に加えて二重三重の仕組みが必要だと指摘しました。
また、今後の課題については、「国の小委員会では、福島や東京で公聴会も開き、いろんな方の本音を伺って誠実に答えてきたつもりだが、はっきりと意見を言う方以外にも静かに意見を持っている方がいて、そうした方となかなか話し合いができなかったことは今後の課題。専門家としてもできるかぎり疑問に答えていく必要があるし、いろんな立場の人間が協力して風評の根源になる誤解を解く努力を積み重ねていく必要があると思う」と述べました。

◇「電源タップにも寿命があります」火災の原因にも…替え時を判断する“6つのポイント”を聞いた

上記［1］関係

＜FNNプライムオンライン　2021年4月12日＞　https://www.fnn.jp/articles/-/167233

「電源タップにも寿命があります」

プライムオンライン編集部

特に意識せず使っているであろう「電源タップ」。実は、寿命があるということをご存じだろうか?
「電源タップ」とは、日本配線システム工業会によると、壁などに設置されたコンセントにつなぎ、離れた場所の電気器具へ電源を供給する配線器具（延長コード）のことをいう。
今、この電源タップに寿命があることを伝えるツイートが注目を集めているのだ。

ツイートをしたのは、インテリア家電などのメーカー、ヤザワコーポレーションの公式ツイッターアカウント（@yazawaCorp）。
「本当の事なので 5 回言います」と前置きしたうえで、「電源タップにも寿命があります。電源タップにも寿命があります。電源タップにも寿命があります。電源タップにも寿命があります。電源タップにも寿命があります」と、電源タップに寿命があるという事実を紹介。
さらに、「電源タップは消耗品で、交換目安は 3〜5 年。（日本配線システム工業会より）」と交換の目安も出典付きで示している。
このツイートには、「知らなかった」「10 年以上使っている」などの声が寄せられた。
反響についてヤザワコーポレーションの担当者は「『10 年以上使っている』『買い替えよう』などのお声が寄せられています。4 月の新生活シーズンは買い替え需要が多い時期なので、今回の反響は良かったと思っております」とコメントした。
電源タップについて、たしかに日本配線システム工業会の HP には「交換の目安は 3〜5 年です。そのまま使い続けると危険（怪我、火災など）を生じるおそれがあります」とある。
しかし 3〜5 年は目安であり、また、現在使用中の電源タップをいつから使っているかを把握している人は少ないのではないだろうか。
電源タップの交換が必要かどうかは、実際はどのように判断すればよいのか? そして、長く使い続けるためにはどのようなことに気を付ければよいのか?
日本配線システム工業会の担当者に話を聞いた。

交換の目安が 3〜5 年の理由

――HP には「交換の目安は 3〜5 年です」という注意喚起がある。目安が 3〜5 年なのはなぜ?
日本配線システム工業会の会員のメーカーさんが販売する「電源タップ」は、販売後 3〜5 年が経過すると、「熱くなった」「焦げた」「断線した」「プラグ栓刃が曲がった」などの市場トラブルが増加する報告があったためです。
――3〜5 年が経ったら、必ず交換しないといけないものなの?
「電源タップ」は、使用方法によって劣化状況は大きく変わりますので、3〜5 年経ったら、必ず交換するものではありません。3〜5 年は交換の目安です。

交換のタイミングを見る安全点検の 6 項目

――では、交換するタイミングはどのように判断すればよい?
以下の安全点検を実施していただき、異常に該当すれば、交換をお願いしています。
（1）電源タップ、コード、電源プラグは熱くなっていませんか?
容量オーバーや内部で異常が発生している可能性があります。
（2）コードを動かすと、使用中の器具が点いたり、消えたりしませんか?
内部で断線している可能性があります。
（3）電源プラグの抜き差しがゆるくなっていませんか?
電源タップが損傷しています。
（4）電源プラグの栓刃の根元が焦げたり、溶けたりしていませんか?
電源プラグが損傷しています。
（5）本体やコードにひび割れ、キズがありませんか?
充電部が露出している可能性があります。
（6）電源プラグの栓刃が曲がっていませんか?
電源プラグが損傷しています。
――3〜5 年が経過し、なおかつ、傷んだ状態で使い続けると、どのような危険が生じる可能性がある?
傷んだ箇所の状態にもよりますが、次の危険があります
・コードの断線には、コードの外側の被ふくに問題が無くても内部の電線が断線していることがあり、時々、電気が途絶えてしまうような中途半端な断線でも、末期にスパーク（火花）が飛び出し、火傷や床を焼損する危険性があります。
・電源プラグやコードの接続の劣化では、異常な温度の上昇から製品の“焼損”、人が触れて“火傷”、可燃物に

触れて“火災”の危険性があります。また、機械的劣化（ひび割れ）では感電などの危険性があります

長く使うための８つの注意点

――電源タップを長く使うためにはどのようなことに気を付ければよい?

以下のような、誤った使い方をしないようにお願いします。

（1）コードを押し付けない

コードをカーペットや家具の下敷きにしないでください。また、コードをステップルで固定しないでください。コード内部の電線が切れて、異常発熱・焼損・火災の原因となります。

（2）コードを扉やふすまで、はさまない

コードの被ふくが破れて、感電の原因となります。各部屋の中で電源タップを使いましょう。

（3）コードを引っ張らない

電源プラグやコードを傷め、異常発熱・焼損・火災の原因となります。電源プラグを持って抜きましょう。

（4）コードを束ねて使わない

過熱し、焼損・火災の原因となります。コードは伸ばして使いましょう。

（5）高温になる場所で使わない

コードの被ふくが溶けて、感電の原因となります。ストーブなどの熱風が当たらない場所で使いましょう。

（6）表示された容量を超えて使わない

容量を超えると、焼損の原因となります。電源タップに表示された容量以下で使いましょう。

（7）たこ足配線はしない

容量を超えると、焼損の原因となります。電源タップに表示された容量以下で使いましょう。エアコンなどの機器では、電源タップからの使用を禁止しているものもあります。

（8）水をかけない　濡れた手で触らない

水がかかると、絶縁低下を生じ、発火・焼損の原因となります。濡れた手で触ると、感電の原因となります。水槽周辺やキッチン、洗面所など水のかかる場所で使用しない。屋外で使用しない。トイレの液体洗剤を電源プラグにかけない。

――ちなみに「電源タップ」「テーブルタップ」「延長コード」と、いろんな名称があるが、これらは同じものと考えて大丈夫?

電気用品安全法では、「延長コードセット」 が正式な名称です。

また、「延長コードセット」のコードの先に設けたコンセントの口（くち）の部分が、1 口のものを『コードコネクタボディ』、2 口以上のものを『マルチタップ』が正式名称です。

「電源タップ」や「テーブルタップ」は、俗称です。

3～5 年は目安ではあったが、電源タップに寿命があることは間違いなかった。あなたが今、使っている「電源タップ」は安全と言えるだろうか? まずは 日本配線システム工業会が紹介する、”安全点検の 6 項目”をチェックし、異常があればすぐに交換してみてほしい。

********** 以上 **********